

富岳ダイヤモンドライフすその 指定(介護予防)短期入所生活介護事業所運営規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人富岳会が設置する指定（介護予防）短期入所生活介護事業所「富岳ダイヤモンドライフすその」（以下「事業所」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第 2 条 事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

(運営の方針)

第 3 条 事業所において提供する指定（介護予防）短期入所生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示、静岡県条例等の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2. 事業所は、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に指定（介護予防）短期入所生活介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
3. 事業所は、利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく書面を用いて説明し、同意を得る。
4. 事業所は、適切な介護技術をもってサービスを提供する。
5. 事業所は、常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
6. 事業所は、居宅（介護予防）サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定（介護予防）短期入所生活介護を提供する。

(事業所の名称)

第 4 条 事業所の名称は次のとおりとする。

富岳ダイヤモンドライフすその

(事業所の所在地)

第 5 条 事業所の所在地は次のとおりとする。

静岡県裾野市須山字大野 2 9 4 9 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 6 条 事業所に勤務する管理者及び職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名

管理者は、職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 医 師 1 名以上

医師は、利用者の疾病及び健康状態を診断・把握し、必要な処置を行う。

(3) 生活相談員 2 名以上

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

(4) 介護職員 37 名以上

介護職員は、指定（介護予防）短期入所生活介護の提供にあたり利用者の心身の状況を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。

(5) 看護職員 3 名以上

看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。

(6) 管理栄養士又は栄養士 1 名以上

管理栄養士は、利用者の身体状況や疾病に合わせた栄養プランを作成し栄養指導を行う。

(7) 機能訓練指導員 1 名以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の維持・増進を図るために利

用者の機能訓練プランを作成し必要な訓練を行う。

(8) 調理員 5 名以上

調理員は、利用者の身体状況に合わせた食事を調理、提供する。

(9) 事務員 1 名以上

事務員は、指定（介護予防）短期入所生活介護事業の運営に必要な事務、経理を行う。

（営業日及び営業時間）

第 7 条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日

年中無休とする。

(2) 営業時間

24 時間体制でサービス提供を行うが、入所・退所の手続きについては、午前 8 時から午後 5 時までに行うこととする。

（利用定員）

第 8 条 利用定員は 20 名とする。

（指定（介護予防）短期入所生活介護の内容）

第 9 条 指定（介護予防）短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

(1) 日常生活上の援助

利用者の日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

- ア．食事の介助
- イ．排泄の介助
- ウ．移動の介助
- エ．養護（休養）
- オ．整容の介助
- カ．リネンの交換及び居室の整理等

(2) 健康状態の確認および看護サービス

- ア．バイタルチェック
- イ．与薬介助、服薬確認
- ウ．その他必要な処置

(3) 機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービスを提供する。

- ア．日常生活動作に関する訓練
- イ．レクリエーション
- ウ．行事的活動
- エ．体操
- オ．趣味活動

(4) 送迎サービス

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については専用車両により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車両への乗降及び移動の介助を行う。

(5) 入浴サービス

居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

入浴形態

- ア．一般浴槽による入浴
- イ．特殊浴槽による入浴

介助の種類（心身の障害の程度に応じて行う）

- ア．衣類着脱
- イ．身体の清拭、洗髪、洗身
- ウ．その他必要な入浴の介助

(6) 洗濯サービス

(7) 相談、助言等に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

- ア．日常生活動作に関する訓練の相談、助言
- イ．福祉用具の利用方法に関する相談、助言
- ウ．その他必要な相談、助言

(「(介護予防) 短期入所生活介護計画」の作成)

第10条 指定(介護予防)短期入所生活介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に「(介護予防) 短期入所生活介護計画」を作成する。また、すでに居宅(介護予防)サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った「(介護予防) 短期入所生活介護計画」を作成する。

2. 「(介護予防) 短期入所生活介護計画」の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容について書面をもって説明し、同意を得る。

3. 利用者に対し、「(介護予防) 短期入所生活介護計画」に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(指定(介護予防)短期入所生活介護の利用料)

第11条 事業所が提供する指定(介護予防)短期入所生活介護の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いをうけることができるものとする。なお、費用の額は、重要事項説明書に記載の通りとする。

(1) 食費の提供に要する費用

(2) 居室に要する費用

(3) 特別な食事の提供に要する費用

(4) 行事、レクリエーション等の材料代等にかかる費用

(5) 前各号に上げるものの他、指定(介護予防)短期入所生活介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用

3 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者等に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者等の同意を得る。また、併せて、その支払いに同意する旨の文書に署名を受ける。

4 利用料の支払いは次のいずれかの方法によるものとする。

(1) 当月末締めで翌月請求を行い、翌月末までに銀行振込にて受領する。

(2) 当月末締めで翌月請求を行い、指定口座からの自動引き落としにて受領する。

(通常の送迎の実施地域)

第12条 通常の送迎の実施地域は次のとおりとする。

裾野市全域及び御殿場市全域

(サービス提供記録の記載)

第13条 指定(介護予防)短期入所生活介護を提供した際には、その提供日、当該指定(介護予防)短期入所生活介護について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(秘密保持)

第14条 事業所の職員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密保持を厳守する。

2. 事業者は、職員であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。
3. 個人情報の取扱いについては、厚生労働省の定める「個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を用いるものとする。

(苦情処理)

第15条 事業所は、提供した指定（介護予防）短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(賠償責任)

第16条 事業所は、利用者に対する指定（介護予防）短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

- 第17条 事業所は、指定（介護予防）短期入所生活介護に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。
2. 事業所の従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。
 3. 事業所は、当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第18条 事業所は、利用者が指定（介護予防）短期入所生活介護のサービスを受ける際には利用の留意事項について重要事項説明書で説明し、同意を得る。

(緊急時における対応方法)

第19条 指定（介護予防）短期入所生活介護提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、対応方針に沿って速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講じる。

(非常災害対策)

- 第20条 指定（介護予防）短期入所生活介護の提供中、天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講じる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。
- 2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

3 前2項については、事業所において定めた防災対策規程に基づいて行うこととする。

(身体拘束等の制限)

第21条 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1)身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- (2)身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業員に周知徹底を図ること。
- (3)身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (4)介護職員その他の従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

(虐待の防止)

第22条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

(地域との連携)

第23条 事業所は、地域との連携を強化するため、必要な措置を講じる。

2. 事業所は、災害時等地域住民の協力を得るため、防災訓練を行うにあたって地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、地域で実施される防災訓練等へ参加する等により地域との連携を強化する。
3. 事業所は、地域住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努める。

(その他運営についての留意事項)

第24条 職員の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- (1) 採用時研修 採用後1カ月以内
- (2) 継続研修 随時
2. 事業所は、全ての介護従事者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。
3. 職員は、その勤務中に常に身分を証明する証票を携行し、利用者又は家族から求められたときは、これを提示する。
4. 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な

記録、帳簿を整備する。

5. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人富岳会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年 1月 1日より施行する。
この規程は、平成27年 8月 1日より改定、施行する。
この規程は、平成29年 4月 1日より改定、施行する。
この規程は、平成30年 4月 1日より改定、施行する。
この規程は、令和 3年 4月 1日より改定、施行する。
この規定は、令和 4年 4月 1日より更新、施行する。
この規定は、令和 5年 4月 1日より更新、施行する。
この規定は、令和 6年 4月 1日より更新、施行する。
この規定は、令和 7年 4月 1日より更新、施行する。